

2018年3月8日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

玉山銀行東京支店

### 1. 目的

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、利用者保護を確保しつつ、金融機関や電子決済等代行業者など多様なプレイヤーが試行錯誤しながら連携・協働を進めていくオープン・イノベーションに向けた適切な環境整備が求められています。

玉山銀行東京支店（以下、「当支店」といいます。）は、銀行法上の外国銀行支店ですが、改正銀行法附則第10条に基づき、2018年3月1日までに電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針（以下、「本方針」といいます。）の策定が求められておりますので、ここに策定、公表いたします。

### 2. 基本方針

当支店の業務は依然小規模なため、電子決済等代行業者との連携・協働の必要性は、現段階において低いものと考えており、かかる業者との連携・協働を行う予定はございません。

### 3. 検討体制

当支店において本方針に関する事項を一元的に管理する責任者は、コンプライアンス・オフィサーとします。

以上

（改訂履歴）

2018年3月1日 策定・公表

2018年3月5日 改訂（2. 基本方針）